

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

(目的)

第一条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）、岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年岐阜県規則第七十九号。）、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下「適正処理条例」という。）、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第百二十六号。以下「適正処理条例施行規則」という。）、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号。以下「手続条例」という。）及び岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号。）に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、必要な事項を定めることにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(処理業者の責務)

第二条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さん及び自らの資質の向上に努めるものとする。

- 2 処理業者は、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によつて、地域住民との信頼関係を確立して処理業務を遂行するとともに、事業者から受託した業務を適正に履行するものとする。
- 3 処理業者は、事業者が適正処理条例第十八条の義務を履行するに当たり、必要な協力をするものとする。
- 4 処理業者は、県等が実施する産業廃棄物の処理等に関する研修会、講習会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(再生利用指定業者の責務)

第三条 省令第九条第二号又は省令第十条の三第二号に規定する知事の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けた者（以下「指定業者」という。）は、産業廃棄物の再生に関する知識の向上に努め、産業廃棄物の再資源化を進めることによつて、資源の有効活用に寄与するものとする。

- 2 指定業者は、再生が廃棄物処理の一部であることを認識し、法第十五条の四において準用する法第九条の四の規定に準じて、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によつて、地域住民との信頼関係を確立して再生業務を遂行するとともに、事業者から受託した業務を適正に履行するものとする。
- 3 指定業者は、県等が実施する産業廃棄物の再生等に関する研修会、講習会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(産業廃棄物処理業の許可等)

第四条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃

棄物処分業をいう。以下同じ。)の許可の申請又は再生利用個別指定の申請に先立ち、当該申請に係る事業の用に供する産業廃棄物処理施設、小規模産業廃棄物処理施設、産業廃棄物の積替えのための保管施設(以下「積替え保管施設」という。)又は再生利用個別指定の事業の用に供する処分施設(以下「再生活用施設」という。)を適正に完成させ、第九条第六項に規定する使用前検査適合通知を受けるものとする。

(産業廃棄物処理業の更新の許可)

第五条 処理業の更新許可の申請は、許可期限の一月前までに行うものとする。

(要綱施設設置の手續)

第六条 積替え保管施設又は再生活用施設(以下「要綱施設」という。)を設置しようとする者(以下この条において「事業者」という。)は、あらかじめ知事に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、積替え保管施設の設置にあつては様式第一号により、再生活用施設の設置にあつては様式第二号により行うものとする。

3 第一項の規定による届出を行おうとするときは、あらかじめ次の各号に定める手續を順に行うものとする。

一 様式第三号による事業計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。

二 様式第四号による周知計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。ただし、次に掲げる施設を設置しようとする場合及び再生活用施設の処理能力又は積替え保管施設の保管容量若しくは保管面積(以下「処理能力等」という。)が増加しない施設の更新を行う場合であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな場合は、この限りではない。

イ 建設工事現場で使用される再生活用施設(移動式の施設を含む。)であつて、次の(一)

から(三)までのいずれにも該当するもの

(一) 当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの

(二) 事業者の事業場内では使用されないもの

(三) 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

ロ 事業場(建設工事現場を除く。)で使用される移動式の再生活用施設であつて、次の(一)から(四)までのいずれにも該当するもの

(一) 当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであつて、相当期間固定状態とならないもの

(二) 事業者の事業場内では使用されないもの

(三) 特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの

(四) 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

二 前号の規定により適合通知を受けた周知計画書に基づき説明会を次に掲げる者に対し行い、様式第五号によりその実施状況を環境生活部長に報告すること。

イ 設置又は変更を行おうとする土地(以下「計画地」という。)の敷地境界から十メートル以内の土地について所有権又は貸借権その他の当該土地を使用する権利を有する者

ロ 計画地の敷地境界から百メートル以内の地域に居住する者

- 4 環境生活部長は、前項第一号又は第八項の規定による書類の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くことができるものとする。
- 5 環境生活部長は、第三項第二号又は第十一項の規定による書類の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くことができるものとする。
- 6 環境生活部長は、第三項第三号の規定による報告書が提出された場合、その内容を審査し、説明会の実施が不十分と判断したときは事業者に対し再度説明会を行うよう指導するものとし、説明会が十分実施されたと判断したときはその旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知（第三項第二号ただし書に該当する場合は、同項第一号の規定による適合通知）を受けた日から一年を経過した日以後に第一項に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして第三項の規定を適用するものとする。
- 8 第三項第一号の規定により提出した事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、様式第六号による届出書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けるものとする。
- 9 環境生活部長は、前項に規定する適合通知をする場合は、第三項第二号の規定による周知計画書の提出以降の手続を再度実施すべきことを併せて指示するものとする。ただし、届出に係る変更が次に掲げるものである場合は、この限りではない。
 - 一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力等が増加しない事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
 - 二 施設の設置に係る生活環境の保全上必要な事項を定めた協定等を地元住民又は関係市町村長と締結したことに基つて行われる事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと環境生活部長が認めるもの
- 10 第三項第一号の規定により提出した事業計画を廃止したときは、速やかに様式第七号による届出書を環境生活部長に提出するものとする。
- 11 第三項第一号の規定により提出した周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、様式第八号による届出書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けるものとする。

（処理施設の技術上の基準）

第七条 処理施設（産業廃棄物処理施設、小規模産業廃棄物処理施設及び要綱施設をいう。以下同じ。）を設置する者（以下「処理施設設置者」という。）は、設置する処理施設の構造が別に定める構造指針に沿つたものとなるよう配慮するものとする。

（小規模産業廃棄物処理施設等の適合通知書）

第八条 知事は、第六条第一項及び第十一条第一項並びに適正処理条例第二十一条第一項

から第三項まで（変更の内容が適正処理条例施行規則第十二条第三項第一号のいずれにも該当しない場合を除く。）の届出を、別に定める基準により審査し、当該基準に適合していると認めるときは、適合通知書を交付するものとする。

- 2 知事又は各県事務所長（以下「知事等」という。）は、適正処理条例第二十八条の規定による届出を、別に定める基準により審査し、当該基準に適合していると認めるときは、適合通知書を交付するものとする。

（使用前検査等）

第九条 処理施設設置者は、法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の六第一項の許可又は前条第一項の規定による適合通知を受け、かつ、他法令等の規制が解除されたことを証する書類の写しを添付した様式第九号による届出書を長知事等へ提出した後に、処理施設の設置又は変更（産業廃棄物処理施設の変更の場合にあつてはその変更の内容が省令第十二条の八各号のいずれかに該当するもの、小規模産業廃棄物処理施設の変更の場合にあつてはその変更の内容が適正処理条例施行規則第十二条第三項第一号イからトまでのいずれかに該当するもの、要綱施設の場合にあつてはその変更の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するものに限る。以下「設置等」という。）の工事に着手するものとする。

- 2 処理施設設置者は、許可を受けた設置等の許可申請書又は適合通知を受けた設置等の届出書に記載した事項を遵守するものとする。
- 3 処理施設設置者は、設置等の工事の主要な段階ごとに、写真等により記録を残しておくものとする。
- 4 処理施設設置者は、処理施設設置等の工事完了時に視認できなくなる設備等がある場合は、第二項に規定する事項に適合していることについて、知事等の中間検査を受けるものとする。
- 5 処理施設設置者（産業廃棄物処理施設を設置する者を除く。）は、処理施設設置等の工事が完了したときは、様式第十号による申請書を知事等に提出するものとする。
- 6 知事等は、前項又は法第十五条の二第五項の規定（法第十五条の二の六第二項により準用する場合を含む。）による申請があり、処理施設が設置等の許可申請又は届出の内容を逸脱していないと認めるときは、使用前検査適合通知書を交付するものとする。

（維持管理等）

第十条 処理施設設置者は、設置する処理施設の維持管理が別に定める管理指針に沿ったものとなるよう配慮するものとする。

（要綱施設の変更）

第十一条 要綱施設（改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成十年岐阜県告示第七百七十号。以下「旧指導要綱」という。）の規定により既に設置届が提出されている積替え保管施設又は再生活用施設を含む。以下同じ。）を設置する者は、当該施設について次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、様式第十一号による届出書を知事に提出するものとする。

- 一 処理能力等を十パーセント以上増大する場合
- 二 処理方式を変更する場合
- 三 施設の位置を変更する場合
- 四 再生活用施設の設備を変更する場合であつて、再生処理に係る主たる設備を変更す

る場合

五 施設の構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなる場合を除く。）

六 施設の維持管理に関する計画を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなる場合、又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度を変更する場合であつて、当該変更によつて測定頻度が高くなる場合を除く。）

七 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更する場合に限る。）

2 第一項の規定により届出書の提出を行おうとするときは、あらかじめ次の各号に定める手続を順に行うものとする。

一 様式第三号による事業計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。

二 様式第四号による周知計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。ただし、届出に係る変更が次に掲げるものである場合は、この限りではない。

イ 施設の位置の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

ロ 施設の構造及び設備の変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

ハ 処理に伴い生ずる排ガス又は排水の量又は処理方法に関する事項の変更であつて、排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）又は量の増大に係る変更でないもの

ニ 施設の維持管理に関する計画の変更であつて、排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状又は放流水の水質の測定頻度の変更によつて測定頻度が高くなるもののみを行うもの

ホ 第六条第三項第二号イに規定する再生活用施設に係る変更

ヘ 第六条第三項第二号ロに規定する移動式の再生活用施設に係る変更

三 前号の規定により適合通知を受けた周知計画書に基づく説明会を第六条第三項第三号イ及びロに掲げる者に対し行い、様式第五号によりその実施状況を環境生活部長に報告すること。

3 第六条第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による手続について準用する。

この場合において、第六条第四項中「前項第一号又は第八項」とあるのは「第八項又は第十一条第二項第一号」と、同条第五項中「第三項第二号又は第十一項」とあるのは「第十一項又は第十一条第二項第二号」と、同条第六項中「第三項第三号」とあるのは「第十一条第二項第三号」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第十一条第三項において準用する前項」と、「第三項第二号ただし書」とあるのは「第十一条第二項第二号ただ

し書」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第三項」とあるのは「同条第二項」と、同条第八項中「第三項第一号」とあるのは「第十一条第二項第一号」と、同条第九項中「第三項第二号」とあるのは「第十一条第二項第二号」と、「施設の設置」とあるのは「施設の変更」と、同条第十項中「第三項第一号」とあるのは「第十一条第二項第一号」と、同条第十一項中「第三項第二号」とあるのは、「第十一条第二項第二号」と読み替えるものとする。

- 4 要綱施設を設置する者は、第一項に規定する変更以外の要綱施設の変更をする場合には、変更後速やかに様式第十二号による届出書を知事等に提出するものとする。
 - 5 旧指導要綱の規定により既に設置届が提出されている施設（要綱施設を除く。以下「旧要綱施設」という。）を設置する者は、旧要綱施設について次の各号のいずれかに該当する変更をする場合には、新たに産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設を設置するものとして手続条例に基づく設置の手続を行うものとし、それ以外の変更の場合には、変更後速やかに様式第十三号による届出書を知事等に提出するものとする。
 - 一 処理能力を十パーセント以上増大する場合
 - 二 処理方式を変更する場合
 - 三 施設の位置を変更する場合
 - 四 処分に係る主たる設備を変更する場合
 - 五 施設の構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるときを除く。）
 - 六 施設の維持管理に関する計画を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるとき、又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度を変更する場合であつて、当該変更によつて測定頻度が高くなるときを除く。）
 - 七 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更する場合に限る。）
- （要綱施設等に係る諸報告に関する事務）

第十二条 小規模産業廃棄物処理施設、要綱施設又は旧要綱施設を設置する者は、当該施設を休止し、又は再開したときは、速やかに様式第十四号による届出書を知事等に提出するものとする。

- 2 産業廃棄物の最終処分場（産業廃棄物処理施設を除く。）のうち処分業の用に供するものを設置する者は、当該施設の埋立てを終了したときは、埋立てを終了した日から三十日以内に、様式第十五号による届出書を環境生活部長に提出するものとする。
- 3 前項の最終処分場を設置する者は、当該施設を廃止しようとするときは、あらかじめ様式第十六号による確認申請書を環境生活部長へ提出し、当該最終処分場の状況が一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）で定める技術上の基準に適合していることについて確認を受けるものとする。

- 4 小規模産業廃棄物処理施設、要綱施設又は旧要綱施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）を設置する者は、当該施設を廃止したときは、速やかに様式第十七号による届出書を知事等に提出するものとする。

（処理施設の譲り受け等）

第十三条 処理施設設置者（産業廃棄物処理施設を設置する者を除き、旧要綱施設を設置する者を含む。以下この条において同じ。）から処理施設（産業廃棄物処理施設を除き、旧要綱施設を含む。以下この条において同じ。）を譲り受け、又は借り受けた者は、速やかに様式第十八号による届出書を知事に提出するものとする。

- 2 処理施設設置者である法人の合併（処理施設設置者である法人と処理施設設置者でない法人が合併する場合において、処理施設設置者である法人が存続する場合を除く。）又は分割（処理施設を承継させる場合に限る。）により当該処理施設を承継した法人は、速やかに様式第十九号による届出書を知事に提出するものとする。

- 3 処理施設設置者について相続があつたときは、当該処理施設設置者の地位を承継した相続人は、速やかに様式第二十号による届出書を知事に提出するものとする。

（勧告等）

第十四条 知事は、この要綱の規定を遵守しない者があるときは、この要綱の施行に必要な限度において、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

（公表）

第十五条 知事は、前項の規定による勧告又は報告（以下「勧告等」という。）を受けた者が、その勧告等に誠実に応じないときは、その旨及びその勧告等の内容を公表することができる。

（適用除外）

第十六条 この要綱は、岐阜市の区域内において設置、変更等を行う場合にあつては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 旧指導要綱の規定によつてした申請その他の行為は、改正後の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の相当規定によつてしたものともみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この要綱による改正後の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則

- 1 この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。